

業務指示書

セネガル国ダカール港第三埠頭改修計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年6月3日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 南雲 孝雄 Nagumo.Takao@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年6月8日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾計画、港湾施設設計に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/港湾計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：港湾計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：セネガル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 港湾施設設計】

- 1) 類似業務の経験：港湾施設設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：セネガル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 施工・調達計画/積算】

- 1) 類似業務の経験：施工・調達計画/積算に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年6月12日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写20部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
現地再委託費
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(XOF1 = 0.199 円, US\$1 = 118.96 円, EUR1 = 131.21 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。
- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期： ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/港湾計画
港湾施設設計
施工・調達計画/積算

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.24 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年6月25日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
セネガル国ダカール港第三埠頭改修計画準備調査

| 評価項目 | 配点 | |
|---------------------------------|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (30.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 9.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 12.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 4.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | 5.00 | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (60.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 | (30.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 業務主任/港湾計画 | (30.00) | (12.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 12.00 | 5.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 3.00 | 1.00 |
| ウ) 語学力 | 5.00 | 2.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 6.00 | 2.00 |
| オ) その他学位、資格等 | 4.00 | 2.00 |
| ②副業務主任者 | (-) | (12.00) |
| カ) 類似業務の経験 | - | 5.00 |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | - | 1.00 |
| ク) 語学力 | - | 2.00 |
| ケ) 業務主任者等としての経験 | - | 2.00 |
| コ) その他学位、資格等 | - | 2.00 |
| ③体制、プレゼンテーション | () | (6.00) |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション | | |
| シ) 業務管理体制 | - | 6.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 港湾施設設計 | (15.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 7.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 2.00 | |
| ウ) 語学力 | 3.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 3.00 | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： 施工・調達計画/積算 | (15.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 10.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | 5.00 | |
| (4) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (5) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

アフリカ大陸最西端に位置するセネガル国は、政治的・経済的安定を背景に、西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）圏の平和と成長に重要な役割を果たしている。2035年の新興国入りを目指した「セネガル新興計画（PSE）」でも、周辺後背地向け物流のハブ機能の強化を目標に掲げており、それを通じた同国の物流産業のさらなる振興が期待される。

ダカール港は後背の内陸国のゲートウェイとしての役割を果たしており、年間貨物取扱量（約1,200万トン、2013年）のうち内陸国向けトランジット貨物が15%を占める。そのうち9割以上がマリ国向けであり、ダカール港で取り扱うマリ国向け貨物は、同国向け海運貨物総量の68%にあたる（2013年、JICA調査）。この背景として、2000年代にコートジボワール国内の政治危機が進行し、同国アビジャン港経由の物流が滞ったこと、同時期にセネガル・マリ間の2つの回廊道路が新たに整備されたことなどが挙げられ、ダカール港におけるマリ国向け貨物の取扱いは、2009～2013年の間に3倍以上に拡大した（約185万トン、2013年）。

ダカール港は10基ほどの埠頭とコンテナターミナル等からなり、本件が対象とする第三埠頭は主にマリ国向け貨物を優先的に取り扱っている。同埠頭で扱うマリ国向け貨物の多くは、米、肥料、砂糖等からなり、ダカール港はマリ国の食料安全保障上極めて重要な役割を担っている。このため、セネガル・マリ両国政府の取り決めの下、ダカール港で扱うマリ国向け貨物に対しては一般より安価な港湾使用料金を適用することとされている。また、主にマリ国向け貨物を取り扱う第三埠頭は、民間コンセッションネアを経ずにダカール港湾公社（PAD）が直営で管理しており、保税手続きをマリ国法人であるマリ国保税倉庫管理会社（EMASE）が担うなど、他の埠頭と異なる特別な運営体制を敷いている。

マリ国は2012年より内戦化し、イスラム武装勢力の侵入により国家が分断したため、一時テロリストの巣窟となった。その後、国際社会の支援を受けて国家の再統合、復興に取り組みつつある。このような中、我が国も2013年のTICAD Vにおいて、サヘル地域への総額2,000億円の支援を表明した。かかる背景から、同埠頭の整備は、マリ国の平和の定着と民生の安定に極めて重要な役割を担う。

他方、第三埠頭は1939年に建設されたものであり、老朽化が著しく、陥没や沈下等が生じており、一部崩落の危険性も示唆されている。そのため安全な荷役が阻害されており、荷役機械導入の障害にもなっている。また雨季（7月～10月）には沈下箇所での滞水のため荷役作業ができない期間が生じており、拡大するマリ国向け貨物輸送の障害となっている。

かかる背景の下、PSEではダカール港の近代化を優先課題に掲げており、「優先行動計画（2014～2018年）」の中でも第三埠頭の改修を緊急性の高い優先事業に位置づけている。また、セネガル国が策定した「ダカール港マスタープラン（2006～2020年）」でも、同埠頭の劣化状況に言及し、緊急に実施すべき優先事業としている。

マリ国向けトランジット貨物を扱う当該埠頭の改修と近代化により取扱貨物量を増加させ、もって復興期にあるマリ国および物流のハブ機能を担うセネガル国、両国の安定と経済発展に寄与するものとして、セネガル国政府は、我が国に対し、2013

年 10 月に無償資金協力「ダカール港第三埠頭改修計画」（以下、「本事業」）を要請した。同要請に対し、無償資金協力としての実施妥当性や案件規模を判断するための基本的な情報が不足していたこと、西アフリカ域内貿易におけるダカール港第三埠頭の位置づけおよび現有施設の健全度等を確認し、我が国 ODA を通じた将来的な支援可能性の検討に向けた情報を収集・分析する必要があると判断し、JICA は 2015 年 1 月～3 月に「セネガル国ダカール港第三埠頭整備情報収集・確認調査」（以下、「情報収集・確認調査」）を実施した。

情報収集・確認調査においては、第三埠頭がマリ国向け貨物の取扱優先埠頭であること、マリ向けトランジット貨物需要は今後増加すると推計されること、第三埠頭は老朽化による損傷が進んでおり早急な改修が必要であることなどが確認された。本調査は、これら調査結果を受けて、本事業の妥当性の検討、概略設計及び概略事業費の積算等を行うものである。

2. 事業の概要

(1) 事業目標

ダカール港において、主にマリ国向けバルク貨物を扱う第三埠頭を改修し、安全かつ効率的な荷役を可能とすることにより、ダカール港を経由するマリ国向け物流が拡大する。

(2) 事業の成果

ダカール港第三埠頭が改修される。

(3) 事業の概要（我が国への要請内容）

【施設】岸壁（360m）、エプロン含むヤード舗装及び既存倉庫（2,070 m²）の改修

【機材】係船柱、岸壁側面の防舷材、はしごの調達、給水管の交換等

※情報収集・確認調査による想定事業費は 15～25 億円。

(4) 対象地域（サイト）

ダカール州ダカール県

(5) 関係官庁・機関

実施機関：ダカール港湾公社（Dakar Autonomous Port、以下「PAD」）

(6) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

- ・ダカール港第三埠頭整備情報収集・確認調査（2015 年）
- ・ダカール首都圏開発マスタープラン策定プロジェクト（2014～2015 年）

3. 業務の目的

無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、セネガル国政府から要請のあった「ダカール港第三埠頭改修計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がセネガル国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査は、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員が1週間程度参加することとする。

(2) 既存資料の活用

本調査の実施にあたっては、JICAが実施したセネガル国「ダカール港第三埠頭整備情報収集・確認調査報告書」(2015年4月)を参照し、調査内容の重複を避ける。

(3) 第三埠頭の位置づけの確認

情報収集・確認調査において、マリ向け貨物の約60%がダカール港で扱われていること、第三埠頭がマリ国向け貨物の取扱優先埠頭であること、マリ向けトランジット貨物需要は今後増加すると推計されることなどが確認されているが、補足的な情報収集に取り組んだうえで既往の情報と合わせて整理・分析し、第三埠頭の位置づけ及び本件を無償資金協力として実施する妥当性などを改めて検証する。

(4) 第三埠頭の健全度及び改修計画

岸壁の健全度については、情報収集・確認調査で行った潜水調査において水中部の目地の開き、ブロックの破損、空洞などの状況が確認されている。この結果を踏まえて、情報収集調査においては、現岸壁の前にブロックもしくは矢板による新たな岸壁を設けて現岸壁と一体化する方法が提案されているが、本調査で実施する土質調査の結果を踏まえて岸壁健全度を再検証し、最適な改修方法を検討する。

(5) 事業効果に影響を与えうる関連事業の確認

現在、世界銀行がダカールーバマコ間の鉄道改修と運営主体の組織改革に係る協力を準備中である。また、アフリカ開発銀行がダカールーバマコの南部回廊の道路整備を実施している。これらは本事業の効果発現に影響を与えるとみられることから、事業計画の策定に当たってはこれら関連事業の確認を行うこと。

(6) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、「JICA環境ガイドライン」)に掲げる港湾セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしや

すい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、同ガイドラインに基づくカテゴリBに分類されているが、環境への影響が考えられる項目について IEE レベルの調査を行う。なお、調査にあたっては、環境社会配慮カテゴリB案件報告書執筆要領(2011年6月)を参照する。

(7) 安全対策に関する配慮

施工時の安全対策を念頭におき、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス(2014年9月)」(以下、「安全管理ガイドンス」)の趣旨を踏まえて準備調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針に留意するとともに、セネガル国の他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。

(8) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または当機構担当者に速やかに相談するものとする。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料(特に「ダカール港第三埠頭整備情報収集・確認調査報告書」(2015年4月))の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。これらの作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する(和文・仏文)。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)について先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

- 1) セネガル国における港湾整備に係る上位計画(国家戦略開発計画等)を確認する。
- 2) セネガル国における港湾整備の現状及び課題並びにセネガル国の社会経済状況を調査し、ダカール港の位置づけ・重要性を確認する。
- 3) PDAが2006年に策定したダカール港マスタープランの内容を確認し、第三埠頭の位置づけ及び本事業要請の経緯等を確認する。

(4) 周辺国のインフラ開発の動向の確認

情報収集・確認調査において、周辺国の社会経済状況、物流インフラ整備計画について情報収集を行ったが、以下の点について情勢の変化の有無、最新状況について確認する。

- 1) マリ、コートジボワールなどの周辺国の社会経済指標
 - 2) 西アフリカにおける主要港湾（例：アビジャン港、ロメ港、テマ港、コトヌ一港）の整備状況及び貨物取扱量の動向
 - 3) 内陸国のマリ国と結ぶ回廊開発状況（特に、マリ国向けの貨物はセネガル国とコートジボワール国を経由するものが多いため、この回廊開発の動向については十分に確認する）
 - 4) 上記3)のうち、セネガル国のダカールとマリ国のバマコを結ぶ南回廊及び北回廊整備の状況
- (5) 他ドナー・機関の援助動向の調査
- ダカール港及び周辺インフラ開発に係る他ドナー・機関の援助動向及び本事業の関連性及び相乗効果について確認する。情報収集・確認調査においては、以下が本事業との関連が高いと考える。
- 1) 世界銀行によるダカールーバマコ鉄道の改修支援（ダカール港へのアクセス鉄道の整備についても確認する）
 - 2) アフリカ開発銀行によるダカールーバマコの南部回廊の道路整備
- (6) 運営維持管理・実施体制調査
- 1) 事業実施機関である PAD の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準、保有施設・機材等を調査するとともに、それらの将来計画を調査し、本事業の実施機関として、その体制・人員・技術力などに問題がないか確認する。
 - 2) 第三埠頭の施設は PAD が施設の所有者であり維持管理責任を行っているが、上屋と保税ヤードはマリ国向けトランジット貨物用として EMASE が借り受けて運営管理を行っている。PAD と EMASE の関係について維持管理、運営管理上の責任、役割分担などを確認する。
 - 3) EMASE から、現在の第三埠頭の利便性、改善要求などについてヒアリングを行うとともに、施設改修だけでなく効率的な運用により第三埠頭における荷役作業の効率化の可能性などを検討する。
- (7) サイト状況調査
- 1) ダカール港第三埠頭を利用する船舶の入港隻数、諸元、旅客数、取扱い貨物量及び内容等について、情報収集・確認調査で収集した情報を基に、最新情報を確認する。
 - 2) 既存の港湾設備（岸壁、ヤード、倉庫、荷役機械等）の状態や活用状況、港湾保安体制等を調査・確認する。特に荷役作業に関し、第三埠頭は雨天時は舗装上に水がたまり、荷役作業を止める必要があるとのことであり、その点十分に確認する。
 - 3) 既存の荷役機械の種類、能力、状態、数量、維持管理状況等を確認する。
 - 4) 港湾利用者（PAD、EMASE、船社、官公庁等）にヒアリングを行い、港湾利用に関する課題や港湾改修に関するニーズを把握する。
 - 5) （深淺測量の結果、水深確保のために浚渫を行う必要がある場合、）浚渫土砂の捨て場が確保可能か確認する。

(8) 貨物状況調査

- 1) 既往のデータ、ダカール国及びマリ国のマクロ経済指標、人口伸び率などを参考に、ダカール港の将来貨物量及びマリ向けトランジット貨物量の需要予測を行う。
- 2) マリ国向けの主要なトランジット貨物（小麦、米、肥料など）の出荷国、航路（ダカール港もしくはアビジャン港）を調査し、その海上輸送費、港湾取扱料金、陸上輸送費（ダカール港/アビジャン港からマリまで）を調査のうえ比較検討し、ダカール港の優位性を検証する。
- 3) マリ国向けの貨物の荷姿（バラ荷もしくはコンテナ）及び輸送費を確認する。

(9) 自然条件調査（別紙参照）

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保すること、もしくは施工中の環境モニタリングのベースラインデータとするため、対象サイトにおいて、既存資料のレビューを含め、気象、海象、地形、地質、水質等の自然条件調査を行う。なお、以下に示す調査については、現地再委託にて実施することを認める。ただし、調査コスト削減のため、既存資料から得られる情報を可能な限り活用し、必要最小限の調査となるよう留意することとする。

なお、気候変動対策について、JICA 気候変動対策支援ツール（参考資料）を参照し、脆弱性等を考慮し、設計に必要な気候変動解析結果等を整理する。

- 1) 地形測量
- 2) 地質調査
- 3) 水質調査
- 4) 深淺測量
- 5) 底質調査
- 6) 騒音/大気質調査

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に調査が必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

(10) 環境社会配慮

JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って、次の事項について調査する。なお、調査は IEE レベルとする。また、本計画の実施に必要な環境承認プロセスを確認する。

- 1) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ア) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転等）に関連する法令や基準等（ガイドラインとの整合性を確認）
 - イ) 環境社会配慮に係る各種関係機関の役割
- 2) 事業サイトの環境・社会状況（土地利用、自然環境、住民移転の必要性等）の確認
- 3) 上記状況確認等に基づくスコーピング案の作成
- 4) 同じく上記状況確認等の範囲内での代替案の比較、緩和策の検討及びモニタ

リング計画の作成

- 5) 社会状況の把握としてダカール港周辺を中心とした貧困及びジェンダー関連の既存データの有無を確認し、データがある場合にはその収集・整理を行うと共に、効果発現におけるジェンダーの視点を入れた検討を行う。例として、女性に配慮した施設や設備（女性トイレの設置）等、利用者の立場からの配慮に加えて、施工段階においても、男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備配慮等、積極的に議論、導入・配慮に努め、セネガル側のジェンダー配慮への意識改革を働きかける。

- (11) 運輸交通セクター（特に港湾）に関連する法令や基準、設計・施工条件の確認、運輸交通（特に港湾分野）及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。

施工計画・積算の必要精度を確保するため、セネガル側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工計画の条件（作業可能時間、岸壁使用制限の可否等）を確認・整理する。

- (12) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等の実施する関連事業の動向、港湾整備実績、港湾設計と施工、現況確認、各種教訓の確認

第三埠頭の改修計画を検討するに当たり、他の埠頭改修、自然条件、及び土地利用条件の類似した事業に採用されている設計法や構造の資料を入手する。また、カウンターパート機関等の類似事業担当や関係するコンサルタントに対し、設計時、施工時、維持管理夫々の時点での課題、問題点、及び解決方法等についてヒアリング等の情報収集を実施し、これらの情報を計画に反映させる。

- (13) 施工・調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）

本事業で必要となる資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手した後、必要な調査と試験を効率的に行う。調査及び試験の結果、材料調達にリスクがあることは判明した場合は、そのリスクを報告書に記載するとともに、実施段階での再調査を提案するものとする。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

- (14) 事業内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

- 1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画

上記を踏まえ、計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。なお、今般要請の第三埠頭の現状及び改修計画については情報収集・確認調査において調査・検討されているが、同調査結果をレビューのうえ、以下の観点から改めて検討する。

- ア) 本調査で実施する地質調査結果を踏まえて地耐力を検討する。
- イ) 将来の岸壁裏込め石の吸出しや沈下を防止し、より大きな荷役・交通荷重に対応する構造を検討する。
- ウ) 情報収集・確認調査で提言している現岸壁の前にブロックもしくは矢板による新たな岸壁を設け現岸壁と構造的に一体化する案の妥当性を検討する。
- エ) 荷役方式、荷役機械の効率・スペック、荷役作業及び貨物の保税・保管に対応した合理的な動線、安全性が確保されることを念頭において施設の配置計画を検討する。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理方針
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程
- ・ 安全管理計画

(15) 相手国側負担事項の概要

- 1) 相手国側負担事項（用地確保、各種建設許可の取得等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。コンサルタント団員は技術的見地から JICA 団員の業務を支援・助言する。
- 2) 本事業ではサイト選定、用地確保に際して、非自発的住民移転は生じないと考えるが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。
- 3) 無償資金協力として事業を実施する際のセネガル国政府の免税措置、セネガル国側負担の予算概要を把握し、予定されている事業と先方負担事項との責任分担の考え方を明確にして相手国政府に説明する。履行手続きや期限についてはミニッツで合意する。コンサルタント団員は技術的見地から JICA 団員の業務を支援・助言する。

(16) 事業の運営・維持管理計画

- 1) 先方実施機関の組織力及び技術力を検証し、本計画の運営・維持管理体制を検討する。
- 2) 荷役作業の効率化などの観点でソフトコンポーネントなど技術支援の必要性を検討し、必要と認められる場合はその計画を策定する。

(17) 事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する協力対象事業の概略事業費、及び事業の維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

なお、本事業はアフリカ地域の土木案件のため、照査も行う。照査で使用するチェックリストなどは現在 JICA で検討中のため、追って指示する。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2010年6月）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費（実績ベース）等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア) 実施時期

イ) 事業費（総事業費及び内訳）

ウ) 概略の仕様

エ) 入札方法（PQ基準、国際入札／国内入札等）

オ) 契約条件（総価方式／BQ方式、支払い条件（履行保証の有無等）等）

カ) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

(18) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

〔協力対象事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。〕

(19) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(20) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(21) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐとした目標年の目標値を設定する。

(22) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(23) 事業概要の本邦企業への説明

先方政府関係者との説明・協議前に本邦企業（OCAJI等の業界）へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合にはJICAと対応を協議する。

(24) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をセネガル国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。なお、この説明・協議実施にあたり、関係者の理解促進を図るために3分程度の動画を作成して提示する。

(25) 準備調査報告書等の作成

セネガル国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集（上述の3分程度の動画を含む）
- 5) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版

※Project Monitoring Reportの書式は現在JICAで検討中のため、業務開始後追って指示する。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 業務計画書 | : 和文3部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文5部、仏文10部 |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文8部 |

- (4) 準備調査報告書（案） : 和文 8 部
: 仏文 10 部
- (5) 概略事業費（無償）積算内訳書 : 和文 2 部
（※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。）
- (6) 概要資料（簡略版） : 和文 1 部及び CD-R 1 枚
- (7) 概要資料 : 和文 1 部及び CD-R 1 枚
（※完成予想図を含む。）
- (8) 準備調査報告書 : 和文（製本版） 8 部及び CD-R 2 枚
（※完成予想図を含む。） : 仏文（製本版） 16 部及び CD-R 3 枚
: 和文（簡易製本版） 2 部及び CD-R 1 枚
- (9) デジタル画像集 : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度、3 分程度
の動画）

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については 2009 年 3 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2010 年 6 月）」を参照することとする。

注 3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014 年 11 月）」を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2015年7月下旬より第一回現地調査を行い、2015年9月上旬までに現地調査結果概要を提出する。帰国後に国内解析を実施し、2016年1月中旬に第二回現地調査（報告書案説明調査）を実施することを想定する。

本事業は国債案件としての実施を想定しているため、次年度実施のために概略計画及び概算の事業費を2015年10月中旬までに概要資料（簡略版）として取りまとめる必要がある。その後、2016年2月中旬までに概要資料、2016年4月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：約 20.4 M/M（通訳を除く）

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任／港湾計画（2号）
- 2) 港湾施設設計（3号）
- 3) 建築計画・設計
- 4) 荷役機械
- 5) 自然条件調査
- 6) 環境社会配慮
- 7) 施工・調達計画／積算（3号）
- 8) 通訳（仏語）

注）業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

(3) 通訳

本調査には通訳（日本語⇔仏語）を最低1名配置することとし、経費は直接費とする。

また、日本から参团する通訳団員に加え、現地での通訳備上も必要に応じて認める。備上を希望する場合は、必要経費を本見積りに含めること。

3. 参考資料

(1) 配布資料

- ・無償資金協力要請書
- ・環境社会配慮カテゴリ B 案件報告書執筆要領

(2) 閲覧資料

下記資料は JICA ホームページ (<http://www.jica.go.jp/>) にて閲覧可能。

- ・国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>
- ・ODA 建設工事安全管理ガイダンス（2014年9月）
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html

- ・ JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)
http://www.jica.go.jp/information/info/2014/20141009_01.html
- ・ 協力準備調査 設計・積算マニュアル (試行版) (2009 年 3 月)
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_manual.html
- ・ 気候変動対策支援ツール／緩和策 (2014 年 3 月)
http://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html

本計画に関連する我が国援助の情報収集・確認調査報告書などは JICA 図書館ポータルサイトより閲覧可能。

<http://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>

- ・ セネガル国ダカール港第三埠頭整備情報収集・確認調査報告書 (2015 年 4 月)
- ・ 中西部アフリカ内陸国および周辺主要国際港湾所在国を結ぶ国際回廊の交通における基礎情報収集・確認調査 ファイナルレポート (要約) (2012 年 12 月)

4. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

(1) 第一回現地調査

- 1) 団員構成：総括
計画管理
- 2) 調査行程：約 10 日間
- 3) 目的：
相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第二回現地調査 (報告書案説明調査)

- 1) 団員構成：総括
計画管理
- 2) 調査行程：約 8 日間
- 3) 目的：
準備調査報告書 (案) について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

なお、現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとする。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。

- (1) 地形測量
- (2) 地質調査
- (3) 水質調査
- (4) 深淺測量
- (5) 底質調査

(6) 騒音/大気質調査

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、現地再委託に係る経費は別見積りとする。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(3) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。

当地の治安状況については、在セネガル日本大使館及びJICAセネガル事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

また、在セネガル日本大使館及びJICAセネガル事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて作業を行う場合には、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。

現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

以上

セネガル国「ダカール港第三埠頭改修計画」に係る
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な設計・積算精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計施工計画、積算に資するものとする。

また、本事業により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えない。その場合はプロポーザルにその旨を記載するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインを参照すること。

2. 調査項目

(1) 地形測量

調査目的：構造物の平面計画を検討するために必要な情報を把握する。

調査内容：平板測量等

成果品：地形図

(2) 地質調査

調査目的：構造物建設の位置決定、基礎形式の検討に必要な情報を把握する。

調査内容：地表踏査、ボーリング（水上ボーリング含む）、標準貫入試験等

成果品：踏査結果、地質図、ボーリング柱状図

(3) 水質調査

調査目的：協力対象区域における現在の水質を把握すると共に、施工時の水質管理のベースラインとする。

調査内容、pH、塩分濃度、溶存酸素量（DO）、化学的酸素要求量（COD）等

成果品：試験結果

(4) 深淺測量

調査目的：岸壁等構造物の計画を検討するために必要な情報を把握する。

調査内容：音波探査等

成果品：海底地形図

(5) 底質調査

調査目的：構造物を建設する周辺の海底面の状況を把握すると共に、施工時の底質管理のベースラインとする。

調査内容：底質採取及び分析、潜水観察等

成果品：分析結果、観察結果

(6) 騒音/大気質調査

調査目的：協力対象区域における現在の騒音、大気質を把握すると共に、施工時の騒音、大気質管理のベースラインとする。

調査内容：騒音地/発生源、SO₂/浮遊粒子状物質など

成果品：分析結果

(7) 気象調査

調査目的：構造物の施設計画を検討するために必要な情報を把握する。

調査内容：過去の気象/災害情報（天候、気温、湿度、風向、風速、降水量、災害履歴など）

成果品：気象情報の分析結果

(8) 海象調査

調査目的：海洋構造物の施設計画を検討するために必要な情報を把握する。

調査内容：波高、波向、波浪、潮位、潮流、水温、漂砂など

成果品：観測記録、分析結果

以上